

J-VER クレジット売買の流れ 高知県

1. 購入者様から「オフセット・クレジット購入希望」(様式第1号)及び「購入希望量の積算資料」(様式任意)をいただきます。

※この段階で、購入者様の効果的なPR方法を検討します。
※購入希望量の積算方法がご不明な場合は、お気軽にご相談ください。



2. 購入量と金額を確定させるため、高知県から承諾書の提出を依頼します。



3. 購入者様から「承諾書」(別記第2号様式)をいただきます。



4. 高知県から「契約書案」を提案し、購入者様に内容を確認していただきます。



5. 契約の締結

※高知県との契約締結式等をご希望される場合は、以下のプレス発表の時期をそれに合わせます。



6. プレス発表の文と発表日について双方で確認します。



7. プレス発表



8. 高知県から納入通知書(別記第6号様式)を送付します。(入金をお願いします。)



9. 高知県の入金確認(納入通知書の領収書写をFAX又はPDFにしてメールで送ってください。)



高知県が無効化をする場合

10. 高知県がJ-クレジット制度事務局へ無効化申請をします。



11. 無効化が完了しましたら、無効化通知書の写しを送付します。



購入者様が無効化をする場合

10. 高知県がJ-クレジット登録簿システムを使用して、クレジットの移転をします。



11. 購入者様は、保有口座へのクレジット移転を確認した後、J-クレジット制度事務局へ無効化申請をします。
無効化通知書が発行されましたら、高知県にPDFをメールで送付してください。

以上で売買の流れは完了です。

別記第1号様式

オフセット・クレジットの購入希望について

購入希望者 (契約者乙)欄 に記載される 方	住所・職名・氏名
オフセットの 区分	商品オフセット、イベント会議、自己行動
オフセットす る対象	
購入希望量	t-CO ₂ (クレジット種別： 排出削減 ・ 森林吸収)
保有口座の有 無	有(口座の保有者 ・ 契約者と同一 ・ 第三者の場合) 無(口座開設に必要な法人格の有・無)
契約希望時期	
プレス発表等 に関する希望	プレス発表 (希望する ・ 希望しない) 売買契約式 (希望する ・ 希望しない)
連絡先 (TEL/メール アドレス)	
これまでの企 業の CO ₂ 削減 CSR その他の 社会貢献の取 組について	
県のホームページ での掲載 方法について	いずれかに、○を付けてください。 ア 社名等の固有名詞は、ホームページで公表しないことを希望します。 イ 社名等の固有名詞を、ホームページで公表してかまいません。 ※ 高知県では、皆さまへのオフセット・クレジットの売却実績を、「自主的な排出量における二重評価排除」の観点から、県庁ホームページで公表することとしています。この公表に当たり、社名又は氏名及びオフセット内容に固有名詞を用いず、抽象性を持たせた記載とするなどの配慮が必要な場合は、この欄に、その旨記載してください。
その他	

別記

第2号様式

平成 年 月 日

承 諾 書

高知県から、環境省のオフセット・クレジット(J-VER)制度に基づくオフセット・クレジット(J-VER)として、
を、
で排出される CO₂ 排出量 t-CO₂
円(消費税額及び地方消費税額を含む。)で購入することを承諾します。

高知県知事 尾崎 正直 様

住 所

氏 名

高知県無効化型の契約書例

オフセット・クレジット（J-VER）売買契約書

売扱人高知県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により環境省のオフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく、オフセット・クレジット（J-VER）（以下「クレジット」という。最小取引単位は「1二酸化炭素換算トン（t-CO₂）」とする。）の売買契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（定義）

第2条 この契約に別段の定めのない限り、この契約において用いられる用語については、別記「定義集」に定めるとおりとする。

（クレジット及び売買代金）

第3条 甲は、次に掲げるクレジットを金円（うち消費税額及び地方消費税額円）をもって乙に売り渡し、乙はこれを買い受ける。

品 名	税抜き単価（円）	数量（t-CO ₂ ）
オフセット・クレジット (J-VER)	○	○
オフセット・クレジットに 係る事業名を記載		

（契約保証金の免除）

第4条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第40条第〇号の規定により免除する。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日（元号〇年〇月〇日）までにその指定する場所において甲に支払わなければならない。【契約の相手方において納入通知書による支払いが困難なときは、次のただし書きを追加すること。】ただし、乙において、納入通知書による支払いが困難な場合は、甲の指定する口座（高知県口座）への振込みによる支払いも可能とする。なお、この場合においても、乙は、納入通知書の期日までに甲に支払わなければならない。

（クレジットの無効化、引渡し等）

第6条 甲は、乙から甲に対して前条に定める売買代金の支払があったことを確認した後、J-クレジット登録簿の操作等により、甲の保有口座にあるクレジットのうち第3

条に規定する数量のクレジットの無効化を速やかに行うものとする。このことをもって、甲から乙にクレジットの引渡しが行われたものとする。

【商品の場合】

- 2 前項の甲自らの無効化は、乙の次の商品に対してオフセットを行ったものとする。

オフセットする商品名	
商品数量	
販売開始日（販売期間）	
主な販売所	
オフセットする対象の温室効果ガス	

【サービスの場合】

- 2 前項の甲自らの無効化は、乙の次のサービスに対してオフセットを行ったものとする。

オフセットを付与するサービスの名称	
サービスの主な内容及び提供者	
サービスの提供開始日（提供期間）	
主なサービスの提供場所	
オフセットする対象の温室効果ガス	

【イベント（会議）の場合】

- 2 前項の甲自らの無効化は、乙の次のイベント（会議）に対してオフセットを行ったものとする。

オフセットに係るイベント（会議）名	
開催日時（開催期間）	
開催場所（住所及び会場名）	
想定する参加者数	

オフセットする対象の温 室効果ガス	
----------------------	--

【自主活動の場合】

- 2 前項の甲自らの無効化は、乙の次の活動に対してオフセットを行ったものとする。

オフセットの対象となる 活動の名称	
開催日時（開催期間）	
オフセットする対象の温 室効果ガス	

【契約書式として、オフセット区分を2以上合わせて、第2項を記載することができる。】

- 3 甲は、第3条に規定する数量のクレジットを乙のために無効化したことを証明する無効化通知書（J-クレジット制度事務局が発行するものをいう。）の写しを、乙に提出するものとする。

【事前オフセットに関する場合で、実績報告を相手方に求めるときは、次の項を追加すること。】

- 4 乙は、第2項の商品（サービス、イベント（会議）、自主活動）の販売（提供、開催）を終了した日又は販売（提供、開催）計画の【数量等】に達した日のいずれか早い日から起算して〇日（月）以内に、販売（提供、開催）実績を甲に書面で報告するものとする。

【事前オフセットに関する場合で、変更が将来生じる可能性がある場合は次の項を追加すること。】

- 5 第2項の表に記載した内容に変更が生じる場合、乙はその旨を甲に事前に連絡し、甲の指示に従わなければならない。

（危険負担）

第7条 乙は、この契約締結の時からクレジット無効化の時までにおいて、クレジットがその責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合は、甲に対して売買代金の減免を請求することができるものとする。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第8条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。第10条の2第1項において同じ。）による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出

なければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(契約解除)

第10条 甲又は乙は、相手方がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(暴力団排除措置による解除)

第10条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

(2) 役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が經營又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 第8条に規定する暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲又は乙は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた第6条第2項の商品（サービス、イベント（会議）、自主活動）において第三者に損害が生じた場合は、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(契約の費用)

第12条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

売 払 人 高知県

契約担当者 高知県知事 ○○ ○○ 印

買 受 人 住所

氏名

印

別記「定義集」

(1) オフセット・クレジット（J-VER）制度

カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を市場流通型のオフセット・クレジット（J-VER）として認証・発行する制度。環境省が策定した認証基準に従い、オフセット・クレジット（J-VER）認証委員会により、オフセット・クレジット（J-VER）が認証・発行される。

(2) J-クレジット登録簿

オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づき発行されるオフセット・クレジット（J-VER）等を管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したもの。金銭価値を伴うオフセット・クレジット（J-VER）等を高いセキュリティの下で管理しつつ、取引の利便性を確保し、さらに、オフセット・クレジット（J-VER）等が複数のカーボン・オフセットの取組に用いられる 것을防ぐ。

(3) 保有口座

J-クレジット登録簿において、オフセット・クレジット（J-VER）等を取得しようとする者の申請に基づき開設される、オフセット・クレジット（J-VER）等を保有するための口座。

(4) 無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効にすることをいう。無効化口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。

(5) J-クレジット制度事務局

環境省からJ-クレジット制度の事務局の指定を受けた団体

高知県	受付・払込票	
公		
納入者様		
被納取者名 内訳番号		
会計略科目 事業内訳 節 内訳 級 項 目 節 内訳番号		
納期限 年 月 日 金額 円		
発行日 年 月 日 金等 円		
合計		
納付目的		
発行機関		
口座番号	01620-1-960014 加入者	高知県指定金融機関
総轄店	経由機関	受付機関
納取印	領收印	領收印

(送付先: 国内銀行事務統括部集中センター)

高知県	領収済通知書
公	
納入者様	
被納取者名 内訳番号	
会計略科目 事業内訳 節 内訳 級 項 目 節 内訳番号	
納期限 年 月 日 金額 円	
発行日 年 月 日 金等 円	
合計	
納付目的	
発行機関	
納期限	年 月 日 金額 円
発行日	年 月 日 金等 円
納付目的	
発行機関	

1. 上記の金額を最寄りの金融機関等(窓面記載)に納付してください。
2. 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されることがあります。

高知県	通知書・領収書
公	
納入者様	
被納取者名 内訳番号	
会計略科目 事業内訳 節 内訳 級 項 目 節 内訳番号	
納期限 年 月 日 金額 円	
発行日 年 月 日 金等 円	
合計	
納付目的	
発行機関	
納期限	年 月 日 金額 円
発行日	年 月 日 金等 円
納付目的	
発行機関	

1. 上記の金額を最寄りの金融機関等(窓面記載)に納付してください。
2. 納期限までに納付されないときは、延滞金を徴収されることがあります。

次の金融機関等に納付してください。

【県内】

- (1) 四國銀行の本支店出張所
- (2) 高知銀行、高知信用金庫、幡多信用金庫、土佐信用組合、
徳島信用組合及び高知県信連の本支店出張所
- (3) みずほ銀行、りそな銀行、伊予銀行、阿波銀行、百十四銀行、
三義UFJ信託銀行、愛媛銀行、徳島銀行、香川銀行、讀工銀谷中央金庫、
四國労働金庫及び信用組合広島商銀の県内の各支店
- (4) 士佐あき農協、馬路村農協、土佐脇真農協、土佐いはほく農協、
南国市農協、長門農協、十市農協、高知市農協、伊野町農協、
高知郡野原農協、コスモス農協、土佐新農協、土佐くろしお農協、
津野山農協、四十萬農協及び高知はた農協の本支所出張所

【県外】

- (1) 四國銀行の県外支店出張所
- (2) みずほ銀行及びそな銀行の本支店出張所

【その他】

- 四国内外のゆうちょ銀行及び郵便局

表面を上にし、用紙の上端から
手差しトレイにセットしてください。

20 年 月 日

高知県庁 殿
 (口座番号 : JP-100-20000-00001-00019-00)

オフセット・クレジット (J-VER) 制度管理者

無効化通知書

オフセット・クレジット (J-VER) 制度管理者は、環境省オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき、貴殿の無効化申請の結果として、下記のとおり、オフセット・クレジット (J-VER) によるカーボン・オフセットが行われ、環境省の口座に無効化記録されていることを通知いたします。

記

トランザクション番号 : JP-20000-00000-
 無効化口座種別 : 環境省 J-VER用無効化口座
 無効化口座番号 : JP-100-20000-00000-00001-00
 無効化日 : 20 年 月 日
 無効化クレジット情報 :

項目番	種別	クレジット特定番号	数量 (t-CO ₂)	省エネルギー量 (k1:原油換算)
クレジット認証番号 (:プロジェクト名)				
1	JVR	JP-200-000-000- - ~ JP-200-000-000- - 0001004:高知県木質資源エネルギー活用事業B		-

以上

※以下の内容については、オフセット・クレジット (J-VER) 制度管理者として一切責任を負いません。

事業者記入欄**【無効化の目的】**

が行う
 する。 で排出されるCO₂排出量をオフセット